記載要領

1　第一面、第二面及び第三面共通事項

① 第一面及び第二面は、不動産特定共同事業契約の当事者となる不動産特定共同事業者が記載すること。
特例事業者が不動産特定共同事業契約の当事者である場合にあっては、当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託を受けた法人が記載すること。

② 「対象不動産の概要」の欄には、対象不動産の特定に必要な事項について記載すること。

2　第一面関係

① 当該事業年度における契約の締結の実績を全て記載すること。

② 「契約の種別」の欄には、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下「法」という。）第２条第３項各号に掲げる契約の種別を記載すること。

③ 「対象不動産変更型契約」の欄には、当該商品が対象不動産変更型契約に該当するか否かを記載すること。

3　第二面関係

① 「対象不動産の概要」から「開始以来分配金合計」までの欄には、当該事業年度に実施中の不動産特定共同事業（当該事業年度に終了したものを含む。）ごとに作成すること。

ア 「財産の合計額」は、不動産特定共同事業契約に係る財産の額の合計とする。

イ 「電子取引業務」の欄には、当該業務が電子取引業務に該当するか否かを記載すること。

ウ 「事業年度中の契約解除又は組合からの脱退」の欄には、当該事業年度において契約を解除し、又は組合から脱退した投資家数及び額を記載すること。

エ 「事業年度中の契約上の権利の譲渡及び義務の譲渡」の欄には、当該事業年度において契約上の権利及び義務の譲渡を行った投資家数及び額を記載すること。

② 「対象不動産変更型契約に基づく事業について追加する項目」については、次に従い作成すること。

ア 当該商品において当該事業年度内に不動産の変更を目的として対象不動産の売買が行われた場合には、「対象不動産の変更」の欄に該当する旨を記載すること。

イ 「財産の運用状況」の欄には、不動産を含め出資された財産の運用の状況を記載すること。また「運用金額」については、先物取引にあっては証拠金額を、オプション取引の場合にあってはオプションの対価の額を記載すること。

4　第三面関係

① 第三面は、不動産特定共同事業契約の代理又は媒介を行う法人（以下「当社」という。）が記載すること。

② 「契約の種別」の欄には、法第２条第３項各号に掲げる契約の種別を記載すること。

③ 「電子取引業務」の欄には、当該業務が電子取引業務に該当するか否かを記載すること。

④ 「対象不動産変更型契約」の欄には、当該商品が対象不動産変更型契約に該当するか否かを記載すること。

⑤ 「うち当社募集投資家数、額」の欄には、当社が代理又は媒介を行った出資又は賃貸若しくは賃貸委任の目的である財産を出資した投資家数及び額の合計を、当該事業年度末時点で記入すること。

⑥ 「報酬の額」の欄には、当該事業年度内に当社が受領した報酬の合計額を記載すること。

5　第四面関係

① 比較貸借対照表に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
また、比較貸借対照表に掲げる科目が必要ない場合には削除することを妨げない。

② 千円単位をもって表示すること。

③ 期末保証債務残高がある場合には、その残高を注記すること。

④ 会社が発行する株式及び発行済株式の種類並びに総数については、注記すること。

⑤ 純資産額から⑨の新株式申込証拠金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益剰余金の合計額を下回る場合には、その差額を注記すること。